

行政による制裁的公表に関わる 公務員法上の守秘義務違反の 法的問題に対する一考察

天 本 哲 史

はじめに

1. 公務員法上の守秘義務と行政による制裁的公表の不作為
 - (1) 行政による制裁的公表と法的問題
 - (2) 公務員法上の守秘義務と法的責任
 - (3) 公務員法上の守秘義務違反に当たる危惧と制裁的公表の不作為
2. 行政による制裁的公表により公表される「情報」が公務員法上の守秘義務によって保護される「秘密」の公表に当たるか否かについての検討
 - (1) 行政による制裁的公表の公表内容に含まれる「情報」
 - (2) 公務員法上の守秘義務によって保護される「秘密」
3. 行政による制裁的公表による秘密の公表であっても、公務員法上の守秘義務違反の違法性が阻却される場合についての検討
 - (1) 行政による制裁的公表が法律に基づいて実施される場合
 - (2) 行政による制裁的公表が「正当な理由」で実施される場合

むすびに

キーワード：制裁的公表，公表，公務員法，守秘義務，
行政上の実効性確保手段

はじめに

行政による制裁としての公表（以下、「制裁的公表」という⁽¹⁾。）は、国・地方公共団体が法律（条例）や行政指導による公的規制の実効性確保など

行政目的達成のために用いる手段である。かかる制裁的公表は、法律（条例）による義務の不履行や行政指導に対する不服従など行政目的達成に反することがあった場合などに、その一定の事実を公表することによって、公表される者に対して経済上の不利益を含めた社会的制裁を国民・住民一般の反応に期待する行為として国・地方公共団体によって行なわれている。また、制裁的公表は、様々な目的で行政による公表が実施される中で⁽²⁾、公表される者に対する「制裁」を目的とした公表に位置付けられる⁽³⁾。

これまで度々、行政強制・行政罰による既存の義務履行確保手段が機能不全に陥っていると指摘されてきた⁽⁴⁾。このような機能不全により、法律（条例）などによる行政目的の実効性が確保されなければ、国民の権利・利益の保護及び公益の実現等に様々な支障が生ずるのではないかと思われる。したがって、新たな公的規制の実効性確保手段として、行政による制裁的公表が積極的に実施されることにより、これらの代替的な役割が果たされることが期待される。

しかしながら、国・地方公共団体が制裁的公表を積極的に導入しているにも関わらず、現実にはあまり実施されることなく不作為の状態に陥り、上記の期待に反し、その役割を十分に果たしていないように思われる。このような不作為の状態に陥るに至った要因の一つとして、制裁的公表が国家公務員法（以下、「国公法」という。）ないし地方公務員法（以下、「地公法」という。）などの公務員の職務規律などに関わる法（以下、「公務員法」という。⁽⁵⁾）上の公務員の秘密を漏らしてはならない義務（以下、「守秘義務」という。⁽⁶⁾）の違反に当たるといふ危惧があり、公表実施の事務を担う職員が守秘義務違反の法的責任を問われることを恐れ、公表実施に慎重になっていることが挙げられる⁽⁷⁾。これは制裁的公表が法律（条例）などの中に広く普及した今日においても、現行の公務員法が「情報」を用いた行政手法を想定せず、職員に情報を秘密にする義務だけを課してきたことから生じたものであると解される。そこで、今後、行政による制裁的公表が行政目的の達成手段として積極的に実施されることを期待するためには、制裁的公表による「秘密」の公表が公務員法上の守秘義務違反には該当し

ないという法解釈が必要になると思われる。

以上のような認識の下に、本稿は、行政による制裁的公表を実施した職員ないし国・地方公共団体が、公務員法上の守秘義務違反により法的責任を問われない場合について検討することを目的とした。そこで、本稿の具体的な検討手順としては、1において、制裁的公表と公務員法上の守秘義務について概観することを通じて、これらにまつわる制裁的公表の不作為の問題について指摘することから始める。次に、2において、制裁的公表による公表内容に含まれる個人のプライバシーや企業秘密の公表が、公務員法上の「秘密」の漏示行為に該当するか否かについて検討する。最後に、3において、「秘密」の漏示行為に該当するとしても、職員ないし国・地方公共団体が公務員法上の守秘義務違反の法的責任を問われない場合について、2つの項目に分類した上で、それぞれを順次検討する。

1. 公務員法上の守秘義務と行政による制裁的公表の不作為

(1) 行政による制裁的公表と法的問題

行政による制裁的公表は、国・地方公共団体が法律（条例）などや行政指導による公的規制の実効性確保など行政目的達成のために用いる手段である。この制裁的公表は、法律（条例）などによる義務の不履行や行政指導に対する不服従など行政目的達成に反することがあった場合などに、その一定の事実を公表することによって、公表される者に対して経済上の不利益を含めた社会的制裁を国民・住民一般の反応に期待する行為として行なわれている。このような行政による制裁的公表は、現代の情報社会において不利益な情報の流通による制裁的效果が高いことや、行政強制・行政罰といった伝統的な義務履行確保手段が機能不全に陥っていることなどを理由として、多種多様な行政分野に対し、国家機関だけではなく、地方公共団体においても広く導入される傾向にある⁽⁸⁾。

そして、行政による制裁的公表は、私人に対する事実上の制裁を科することを目的とした公表であり、公表される者にとって侵害的效果を有する⁽⁹⁾。

制裁としての機能と一定の情報を国民・住民一般に周知する効果を有する情報提供としての機能の両方を重層的に有する特徴がある。⁽¹⁰⁾このような、行政による制裁的公表は、行政目的達成のために用いる手段として有効である一方で、公表内容に公表される者の個人のプライバシーや企業秘密などに関わる「情報」が含まれる可能性があり、公表される者に対する権利・利益の保障に関わる様々な法的問題が指摘されてきた。⁽¹¹⁾そして、本稿で扱うこととなる、公務員法上の守秘義務違反についても、これまで広く指摘されてきた法的問題の中の一つである。⁽¹²⁾

(2) 公務員法上の守秘義務と法的責任

国・地方公共団体の職員は、その職務上、個人的・公的秘密に接することが多く、それらの秘密が保護されなければ、個人的・公的な利益が侵害される場合がある。そこで、公務員に対する職務規律に関わる規定たる国公法100条及び地公法34条には、守秘義務が定められている。すなわち、「職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。」(国公法100条1項、地公法34条1項も同旨である。)としているのがそれである。加えて、職員は「法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、所轄庁の長……の許可を要する。」(国公法100条2項、地公法34条2項も同旨である。)としている。⁽¹³⁾なお、このような秘密を漏らしてはならない義務は、国公法及び地公法以外の個々の法律(条例)などにおいても定められている場合がある。⁽¹⁴⁾

公務員法上の守秘義務違反の法的責任としては、これを行った職員及び秘密を漏らすことを「企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし又はほう助をした者」(国公法111条、地公法62条。)に対し、刑事罰が定められている(国公法109条12号、地公法60条2号など)。また、かかる行為を行った職員は、さらに懲戒処分の対象となる(国公法82条、地公法29条など)。⁽¹⁵⁾加えて、裁判上、職員の守秘義務違反行為が、同行為により不利益を受けた私人との関係で、当然に違法と評価されるわけではないが、⁽¹⁶⁾当

該行為が国家賠償法（以下、「国賠法」という。）1条1項の「公権力の行使」に該当し、「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えた」ものと評価された場合には、行政主体たる国・地方公共団体は国賠法1条1項上の損害賠償責任（以下、「公権力行使責任」という。）が問われる可能性が有り得る⁽¹⁷⁾。

以上のように、行政による制裁的公表の公表内容に含まれる情報が、公務員法上の守秘義務によって保護される秘密に該当し、かつ、この公表が公務員法上の守秘義務違反と評価された場合には、職員ないし国・地方公共団体に対し、これらの法的責任が問われる可能性がある。

(3) 公務員法上の守秘義務違反に当たる危惧と制裁的公表の不作为

2010年3月に厚生労働省が、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」という。）47条の規定に基づいて、法定の障害者雇用率を達成できなかった企業名等の公表を行ったことは記憶に新しい⁽²⁰⁾。しかしながら、様々な行政分野の法律（条例）などに制裁的公表が積極的に導入されているにも関わらず、制裁的公表が実施されることは稀有である⁽²¹⁾。そのため、行政による制裁的公表は不作为の状態に陥っており、阿部泰隆教授はこれを評して「せいぜいは脅しに使うだけで、床の間に飾っておくだけの張り子の虎の感がないではない」と述べている⁽²²⁾。

このような行政による制裁的公表が不作为の状態に至った要因としては、①公表の影響がどこまで及ぶかわからないことから容易に公表に踏み切れないこと⁽²⁴⁾、②厳しい制裁になりすぎるといった危惧や、公表を誤った場合の損害賠償訴訟を恐れること⁽²⁵⁾、③公務員は事なかれ主義に支配されて、公表に消極的な態度をとる傾向にあること⁽²⁶⁾、などがこれまで挙げられていた。これらに加えて、④行政による制裁的公表が、公務員法上の守秘義務違反に該当するか否かの法的疑義が解消されていないことから、公表を実施する職員が守秘義務違反による法的責任を問われることを恐れ、公表実施に慎重になっていることも含まれるものと思われる⁽²⁷⁾。

そのため、今後の行政による制裁的公表の新たな導入ないし積極的な実施のためには、これらの実施を妨げる要因の一つたる制裁的公表に関わる公務員法上の守秘義務違反の危惧の解消を図る必要があると思われる。

2. 行政による制裁的公表により公表される「情報」が公務員法上の守秘義務によって保護される「秘密」の公表に当たるか否かについての検討

(1) 行政による制裁的公表の公表内容に含まれる「情報」

行政による制裁的公表の公表内容に含まれる「情報」には、如何なるものが存在するのか。国・地方公共団体による公表活動に際し、法律（条例）などにその具体的な法的義務付けがない場合には、その公表内容や公表方法の選択は行政の広汎な裁量に委ねられると解される。⁽²⁸⁾ そうであるならば、制裁的公表を定める法律（条例）などの規定は、「勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。」と規定されているように、⁽²⁹⁾ 具体性の乏しい抽象的なものに止まる規定が多いことから、実際に公表内容に如何なる「情報」を含むかに関わる選択は、行政の広汎な裁量的判断によって決せられることになる。

よって、行政による制裁的公表を実施した職員の当該行為が、公務員法上の守秘義務違反に該当するか否かについて検討するに当たっては、如何なる「情報」が実際の制裁的公表の公表内容に含まれるのかに対する整理が必要であると思われる。そこで、この点を考える上で参考となるものとして、次の3つの公表の例を挙げることにする。第1に、障害者雇用促進法47条は、同法46条所定の障害者の雇入れに関する計画に関し、「厚生労働大臣は、……事業主が、正当な理由がなく、……勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。」として、行政指導不服従事実の公表を規定しており、自らのホームページを活用して当該事実を広く公表している。そこでの公表内容に含まれる情報には、企業概要（企業名、所在地、事業内容）、指導経過、障害者雇用状況の推移、が項目として挙げられて

⁽³⁰⁾ 第2に、小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例（以下、「小田原市条例」という。）6条2項は、「市長は、必要があると認めるときは、……滞納者の氏名、住所その他必要と認める事項（以下「氏名等」という。）を公表することができる。」として、義務違反事実の公表を規定しており、またその公表方法としては、当該条例11条は「広報紙への掲載、市掲示場への掲示その他市長が必要と認める方法により行うものとする。」⁽³¹⁾ としている。当該条例に基づく義務違反事実の公表内容に含まれる情報には、滞納者の氏名、住所、滞納税目、滞納金額、役員名などの必要に応じた事項、⁽³²⁾ が予定されている。第3に、富山市宅地開発に関する指導要綱14条2項は、「事業主又は工事施工者が、正当な理由なく市長の勧告に従わない場合、市長は事業主及び工事施工者の住所氏名、当該勧告の内容その他の定めで規定する事項を公表することができる。」とし、行政指導不服従事実の公表を規定している。当該要綱に基づく行政指導不服従事実の公表内容に含まれる情報には、勧告を受けたものの氏名又は名称（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、勧告を受けたものの住所または所在地（法人にあっては、主たる事務所の所在地）、勧告の内容、市長が必要と認め⁽³³⁾ る事項、が予定されている。

以上のように、行政による制裁的公表の公表内容に含まれる「情報」として、個人にあっては、少なくとも、氏名、住所に関わる事項が含まれている上に、確定判決で刑の言い渡しを受けた前科情報（犯歴）ほどではないといえども、⁽³⁴⁾ 公益上の目的で制定された法律（条例）などに対する義務違反事実ないし行政指導不服従事実などは、一般的に言えば本人にとっては他人に知られることを望まない個人のプライバシーに該当する可能性がある。⁽³⁵⁾ また、法人その他の団体にあっては、名誉・信用に関わるなどの当該法人等の権利、競争上・事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報、⁽³⁶⁾ いわゆる企業秘密などが含まれている可能性がある。

(2) 公務員法上の守秘義務によって保護される「秘密」

職員は、その職務を遂行するに当たって、事柄の性質上公にすることが

望ましくない事項に関与する場合がある。よって、公務員法上の守秘義務は、職員に対し、それらを一般に了知させてはならないことを使用者である国ないし地方公共団体に対して負担する職務上の義務の一つとして定められている⁽³⁷⁾。

国民の知る権利に資することを旨として、行政の有する情報は可能な限り公開されるべきであるが、行政が有する「情報」の中には、それが一般に了知されることにより、私人の個人的利益や公の秩序等の公的利益を害するものもある。このような国民の個人的・公的利益を守ることも、国民全体の利益のために奉仕すべき公務員の職務上必要であることから、このような事実についてはこれを秘密として一般に了知させないこととし、それを職員の服務義務として規定し、個人的・公的秘​​密の保護を図ることに公務員法上の守秘義務の意義があると解される⁽³⁸⁾。

ここで言うところの「秘密」とは、「一般的に了知されていない事実であって、それを一般に了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるもの」を言うこととされる⁽³⁹⁾が、通説・判例は、刑事罰として裁判所の実質的審査に服することになることを理由として、これを「形式秘」ではなく「実質秘」であると解している⁽⁴⁰⁾。すなわち、「徴税トラの巻事件」最高裁決定で示されたように、行政機関が「単にある事項につき形式的に秘密の指定をただけでは足りず、……「秘密」とは、非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」をいう⁽⁴¹⁾。そうであるならば、いかなる事実が「秘密」に該当するかということは、それが秘密指定されているか否かに関わらず、非公知の事実のうち、個々の事実について、個人的・公的秘​​密の保護の必要性によって判断することになると思われる⁽⁴²⁾。

そこで、公務員法上の守秘義務による保護が必要となるとされる「秘密」としては、公的秘​​密以外にも、個人のプライバシーや企業秘​​密などの個人的秘​​密がこれまで挙げられている⁽⁴³⁾が、「西山記者事件」第一審が、①公共的討論や国民的監視になじまない事柄（例えば、国民のプライバシーに関する事柄）、②公開されると行政の目的が喪失してしまう事柄（例えば、

逮捕状の発布又は競争入札価格), ③公共的討論や国民的監視によるコントロールは事後的に行う機会を残しつつ公務遂行中にはその能率的・効果的な遂行を一時優先させる必要のある事柄(例えば, 行政内部の非公開委員会や外交交渉中の会談内容), ④その他これらに準じる事柄, の4つに類型化したことが参考になる。なお, ここで言うところの「その他これらに準じる事柄」の中には, 個人的利益の保護の必要性に照らし, 私的な秘密の一つとして個人のプライバシーに準ずる情報であると見做し得ることから, 企業秘密などに該当する情報もこれに包含されるものと思われる。

そして, 行政による制裁的公表の公表内容に含まれる「情報」が, ここで挙げられているような公務員法上の守秘義務による保護が必要となる「秘密」の類型に該当する場合においては, 職員の実施した制裁的公表は公務員法上の守秘義務違反の行為に成り得るものと思われる。そうであるならば, 公務員法上の守秘義務で保護が必要となる「秘密」には, 個人のプライバシー, 企業秘密などの事実が存在しており, 併せて, 行政による制裁的公表によって公表される内容には, 少なくとも, これらの「情報」が含まれていることに鑑みれば, 行政による制裁的公表を実施する職員ないし国・地方公共団体が公務員法上の守秘義務違反の法的責任を問われる可能性が存在すると解される。

3. 行政による制裁的公表による秘密の公表であっても, 公務員法上の守秘義務違反の違法性が阻却される場合についての検討

行政による制裁的公表の公表内容の「情報」に, 個人のプライバシーや企業秘密などの公務員法上の守秘義務により保護される「秘密」に該当する事実が含まれるからといって, 全ての場合において公表をすることが許されないのか。そうであるならば, 行政による制裁的公表の実施は困難になると思われる。ここでは, このような視点から, 公務員法上の守秘義務違反による違法の例外, すなわち違法性阻却の可能性はあるのか否かとい

て考察する。

そこで、ここでは、(1)行政による制裁的公表が法律に基づいて実施される場合、(2)行政による制裁的公表が正当な理由で実施される場合の2つを挙げた上で、それぞれを検討する。

(1) 行政による制裁的公表が法律に基づいて実施される場合

障害者雇用促進法47条において「厚生労働大臣は、……勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。」と規定されているように、法律上に制裁的公表を実施することができる旨を定めている場合がある。この場合のように、法律に従って誠実に公表する限り、これに従った職員の漏示行為を公務員法上の守秘義務の違法性が免除される例外的行為として見ることはできないのではないか。そうであるならば、法律上の根拠規定がある場合には、職員の漏示行為が、公務員法上の守秘義務に対する違反行為に当たらないと解される⁽⁴⁵⁾。そのため、国が制裁的公表を法律に基づいた制度として導入し、かつ当該制度に従って職員が公表を行った場合において、職員ないし国・地方公共団体が公務員法上の守秘義務違反による法的責任を問われることはない⁽⁴⁶⁾と解される。

一方で、国公法100条や地公法34条などに規定された法律上の守秘義務は、法律上に規定された義務であることから、これらの義務を条例によって免除することを容認する旨を法律上に規定されていない限り⁽⁴⁷⁾、形式的効力の劣る条例によって同法上の守秘義務を免除することはできないと解される⁽⁴⁸⁾。なぜならば、法律上に規定された守秘義務を条例によってその効力を奪うことは、条例制定権の限界が問題と成り得るからである⁽⁴⁹⁾。そのため、条例に基づいて実施された制裁的公表は、条例制定権の限界を越えて制定された条例に基づく制裁的公表として違法と評価される可能性がある。況してや、法治主義の観点からは、行政機関が要綱その他の内部規律（職務命令等）を用いて法律上に規定された守秘義務を免除することはできない⁽⁵⁰⁾と解され、それらに基づく制裁的公表の中には、違法と評価される可能性が高いものが多いと思われる。

以上のように、行政による制裁的公表に対する法律による根拠規定を定めた場合には、公務員法上の守秘義務違反には該当しないと解されることから、制裁的公表の導入・実施に際しては、法律上の根拠規定を定められている必要があると思われる。さらに、法律上の根拠規定を定めることは、一定事実の公表が可能であることを明確化することを通じて職員の守秘義務違反の危惧を解消する上でも有益であると思われる⁽⁵¹⁾。しかしながら、制裁的公表が、条例・要綱の規定などに基づき実施されたような場合には、これらに則ったとしても公務員法上の守秘義務違反の危惧が、解消されないと思われることから、次の(2)のような検討が必要になるとと思われる。

(2) 行政による制裁的公表が「正当な理由」で実施される場合

公務員法上の守秘義務に違反する漏示行為であっても、「正当な理由」がある場合には、職員ないし国・地方公共団体は法的責任を問われないと解される。例えば、公務員法以外の刑法134条1項などは、医師等が「正当な理由」に該当する違法性阻却事由がないにも関わらず、守秘義務によって保護される「秘密」を漏示した場合には、当該行為を違法と評価する旨を明定していることが参考になる⁽⁵²⁾。

国公法100条1項ないし地公法34条1項のように、「正当な理由」による違法性の阻却を述べる明文上の規定がない場合であっても、裁判例上、国税局の調査査察部長が未告発の脱税事件を公表したことが守秘義務に違反し、当該行為により名誉・信用が毀損されたとして公権力行使責任に基づく賠償請求がされた「双葉病院事件」控訴審において、裁判所は「守秘義務は、これを免除すべき正当な理由があれば免除される」と示した上で、「その職責上租税犯罪の一般予防、納税道義の向上等もつばら公益を図る目的で新聞記者の取材に応じ本件公表をしたものであり、右公表は社会通念上相当と認められる限度を超えたものではないから、守秘義務に違反したのではない」とした⁽⁵³⁾。当該裁判例の判示に従うならば、公務員法上の守秘義務違反の漏示行為は、たとえその事実が職務上知り得た秘密であっても、もつばら公益を図る目的で公表をし、社会通念上相当と認められる

限度を超えたものではない場合には、その違法性が阻却される可能性が在ることになる。⁽⁵⁴⁾ そうであるならば、行政による制裁的公表によって、個人のプライバシーや企業秘密などの事実を公表したことが、たとえ公務員法上の守秘義務によって保護される秘密の漏示行為と評価されたとしても、それのみで直ちに公務員法上の守秘義務違反とされる訳にはならず、加えて、当該公表の「目的の正当性」や、その目的を達成するための「手段の相当性」の観点によって評価され、当該行為が「正当な理由」に基づいた合理的行為と判断されるような場合には、職員ないし国・地方公共団体は公務員法上の守秘義務違反に基づく法的責任を負わないものと解される。⁽⁵⁵⁾

しかしながら、公務員法上の守秘義務に違反する漏示行為が「正当な理由」に基づくか否かに対する判断については、個別事案に対する具体的な検討を要し、またそれは慎重に検討される必要がある。特に、法律（条例）などの規定において明示的に公表の目的・手段が示されていないような場合には尚更であろう。⁽⁵⁶⁾ そうであるならば、行政による制裁的公表が「正当な理由」に基づいて実施されることを担保するために、当該公表に値すると判断する第三者の諮問機関による諮問手続を経る制度設計が考えられ、また、それは公表を実施する職員を支援する仕組みとしても重要になると思われる。⁽⁵⁷⁾ なお、条例レベルには、行政による制裁的公表に際する事前手続として諮問手続を設けている場合があり、今後の制裁的公表の導入に際し、参考となるものと思われる。⁽⁵⁸⁾

む す び に

本稿は、行政による制裁的公表を実施した職員ないし国・地方公共団体が、公務員法上の守秘義務違反により法的責任を問われない場合について検討することを目的とした。そして、行政による制裁的公表の実施によって「秘密」を公表したとしても、公務員法上の守秘義務違反による職員ないし国・地方公共団体の法的責任が問われない場合、すなわち公務員法上の守秘義務違反の違法性が阻却される場合について検討した結果、(1)行政

による制裁的公表が法律に基づいて実施される場合、(2)行政による制裁的公表が正当な理由で実施される場合、の2つを指摘した。

最後に、本稿のような検討を踏まえ、行政による制裁的公表を実施した職員の守秘義務違反の危惧がなくなり、制裁的公表の積極的な実施が実現されることによって、新たな公的規制の実効性確保手段として、制裁的公表が期待される役割を十分に果たすことを望みたい。

本稿の作成に際する資料収集では、小田原市市税総務課と富山市都市整備部建築指導課のそれぞれの担当者の御協力を得た。この場を借りて感謝の意を表したい。

注

- (1) 阿部泰隆『行政法解釈学Ⅰ』（有斐閣，2008）598頁や川神裕「法律の留保」藤山雅行編『新・裁判実務大系25 行政争訟』（青林書院，2004）13頁は、行政機関による制裁的な公表活動を「制裁的公表」と表現している。本稿は、行政上のその他の公表活動と区別する意味を込めて、この表現に倣うこととした。但し、塩野宏『行政法Ⅰ』（有斐閣，第5版，2009）241頁を含む多くの行政法の教科書等の文献においては、一般的に「公表」という語が用いられている。しかしながら、行政による公表活動は様々な目的を以って行われており、制裁を目的とした公表を制裁的公表と表現した方が、より当該活動の性格を端的に表すことに適していると思われる。
- (2) 行政上の公表活動は多岐に渡っており、その目的別に、①不正・不当な行為の事前防止（例としては、政治資金の公表など）、②行政の透明化・オープン化（例としては、監査結果の公表など）、③公的な認知（例としては、PFI事業の実施方針の公表など）、④被害の拡大防止・警告（例としては、悪徳リフォーム業者名の公表など）、⑤住民参加の前提（例としては、パブリック・コメントを求める際の公表など）、⑥行政機関の関係の公正性・オープン化（例としては、都道府県知事が行なう市町村の適正規模の勧告の公表など）、⑦義務履行（例としては、指定物資の販売価格を標準価格以下とするようにとの指示に正当な理由なく従わなかった場合にその旨の公表など）、⑧行政指導の実効性確保

(例としては、土地の利用目的の変更の勧告に従わない場合に行なわれる勧告内容などの公表など)、と8つに分類することができる(当該分類については、平谷英明「「公表」についての一考察」地方自治695号(2005)111~112頁を参考とした。)。そして、この分類を前提にして、本稿で言うところの制裁的公表とは、前記⑦及び⑧の目的の公表を指すものである。

- (3) 行政上の「制裁」の概念については、直接の名あて人に義務を課したり、その権利を制限するものに限定する考え方や、義務違反を理由とせずに行われる不利益な措置を制裁には含めないとする考え方もある(制裁概念の多義性については、宇賀克也「行政制裁」ジュリ1228号(2002)50頁以下参照。)。このように、行政上の制裁の範囲は、その定義如何によるところであるが、本稿においては、日常的に用いられる制裁の語の意味と同様に、社会的規範に背いた名あて人を非難し懲らしめることを直接の目的とするものとして、この「制裁」という語を広い意味で用いることにしたい。
- (4) 行政強制・行政罰による既存の義務履行確保手段が機能不全に陥っている理由については、拙稿「行政による制裁的公表の法的問題に関する一考察」東海法学40号(2008)97~98頁の注(10)を参照のこと。
- (5) 藤田宙靖『行政組織法』(有斐閣、2005)261頁は、「公務員」とは、現実に行政組織を構成し行政組織のために働いている人々を、その、行政主体との間における雇用関係において捉えた概念であって、公務員法は、これらの人々の、この意味での雇用関係・労働関係における権利義務を規律する法である。」とする。
- (6) 中村博『特別法コンメンタール 改訂 国家公務員法』(第一法規、第2版、1986)583頁のように、公務員の秘密を漏らしてはならない義務は、一般的に「守秘義務」と呼ばれる。しかし、一方では、石村善治「公務員と秘密保持義務」雄川一郎ほか編著『現代行政法大系第9巻』(有斐閣、1984)194頁、宇賀克也『行政法概説Ⅲ』(有斐閣、第2版、2010)396頁、塩野宏『行政法Ⅲ』(有斐閣、第3版、2006)289頁のように、「守秘義務」以外の呼称が用いられる例がある。
- (7) 国公法・地公法のいずれも、公務員の職を特別職と一般職に分け、これらの法律が適用されるのは、一般職の公務員に限っている(国公法2条4項・5項、地公法4条)。なお、特別職の服務規律については、それぞれ特別職ごとに特別の法律の定めを別に定めている場合がある(例えば、自衛官の服務規律については、自衛隊法52条以下を参照のこと。)

- (8) 行政による制裁的公表が導入・実施されるようになった理由としては、拙稿・前掲注(4)「行政による制裁的公表の法的問題に関する一考察」77～78頁を参照のこと。
- (9) 行政による制裁的公表の導入の例として、法律上の制度につき、国民生活安定緊急措置法6条3項、石油需給適正化法6条4項、国土利用計画法26条などに存在する。条例上の制度につき、行政手続条例、景観条例、消費者保護条例、公害防止条例などに存在する。法律・条例に基づかないその他の例としては、要綱に従わない者への是正勧告に従わない者の氏名公表などが存在する。また、実際に、制裁的公表が実施された近時の例としては、厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課「障害者の雇用の促進等に関する法律第47条の規定に基づく企業名の公表について～障害者雇用状況の改善がみられない7社について、企業名を公表～」(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000004s4k.html>) (平成22年3月26日)、東京都生活文化スポーツ局「不適正な取引行為の疑いのあるドロップ SHIPPING サービス業者が都による立入調査を拒否したので事業者名を公表します」(<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2009/12/20jc3300.htm>) (平成21年12月3日)のそれぞれを参照のこと。なお、その他の制裁的公表の導入・実施の例については、拙稿・前掲注(4)「行政による制裁的公表の法的問題に関する一考察」76・95～97頁を参照のこと。
- (10) 行政による制裁的公表の制裁としての目的・機能については、拙稿・前掲注(4)「行政による制裁的公表の法的問題に関する一考察」78～81頁を参照のこと。
- (11) 行政による制裁的公表に関わる法的問題に対する主要な先行研究としては、阿部・前掲注(1)『行政法解釈学Ⅰ』598頁以下、川神・前掲注(1)3頁以下、北村喜宣『行政法の実効性確保』(有斐閣, 2008)73頁以下のそれぞれを参照のこと。なお、拙稿・前掲注(4)「行政による制裁的公表の法的問題に関する一考察」75頁以下も参照のこと。
- (12) 行政による制裁的公表を実施した職員の公務員法上の守秘義務違反の問題について述べるものとして、阿部・前掲注(1)『行政法解釈学Ⅰ』600頁、雄川一郎ほか「「公表」制度の諸問題」雄川一郎ほか『行政強制—行政権の実力行使の法理と実態』(有斐閣, 1977)112頁〔塩野ほか発言〕、財団法人日本都市センター編『行政上の義務履行確保等に関する調査研究報告書』(財団法人日本都市センター, 2006)47～48・149～150頁、深井剛良「“滞納者名公表”の道を探る～その波及効果と問題点」

税46巻12号(1991)122頁,宮崎清「小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例」財団法人日本都市センター編『新時代の都市税財政～都市自治体における資産課税の充実・確保～』(財団法人日本都市センター,2005)54頁,山谷成夫=鈴木潔「行政上の義務履行確保等(下)」自研82巻7号(2006)65頁のそれぞれを参照のこと。

- (13) 国公法・地公法は、「職務上知ることのできた秘密」(国公法100条1項,地公法34条1項も同旨)という用語と「職務上の秘密」(国公法100条2項,地公法34条2項)という用語を使い分けている。前者は,職務の執行に当たり知り得たすべての秘密を包含するのに対して,後者は当該職員に割り当てられた職務と直接関係する秘密を意味すると解されている(阿部泰隆ほか『地方公務員法入門』(有斐閣,1983)156~157頁,石村・前掲注(6)「公務員と秘密保持義務」200頁のそれぞれを参照のこと。)。一方で,両者の範囲がほぼ一致するという見解もある(鶴飼信成『法律学全集7-II 公務員法』(有斐閣,新版,1980)239頁の注(1),中村・前掲注(6)588頁のそれぞれを参照のこと。)
- (14) 国公法・地公法によるもの以外に,守秘義務が,法律上に規定されている例としては,地方税法22条を参照のこと。また,条例・要綱に規定されている例としては,東京都統計調査条例13条,港区外部公益通報の処理に関する要綱4条1項などに見られる。
- (15) 関哲夫『要説行政法』(酒井書店,新訂版,2005)76頁は,懲戒処分は刑罰ではなく,刑罰と趣旨目的を異にする制度であることから,刑罰を併科したとしても憲法39条には違反しない旨を述べている。
- (16) 浦和地判平成2年3月14日判時1355号115頁〔120頁〕は,「地方公務員法三四条の守秘義務は,地方公務員の地方公共団体に対する職務上の義務であり,私人に対する義務ではないから,右守秘義務に違反したとしても,それだけで直ちに私人たる原告との関係で違法となるものではない。」とする(同旨の裁判例としては,「双葉病院事件」・東京高判昭和59年6月28日判時1121号26頁,「太平洋テレビ事件」・東京地判昭和62年12月14日判時1260号42頁のそれぞれを参照のこと。)
- (17) 「在宅投票制度廃止事件」・最判昭和60年11月21日民集39巻7号1512頁〔1515頁〕。
- (18) 本稿は,違法な公権力の行使に起因する国賠法1条1項上の賠償責任のことを「公権力行使責任」と呼ぶ。これは,芝池義一『行政救済法講義』(有斐閣,第3版,2006)227頁の用語法に倣ったものである。
- (19) 「双葉病院事件」・東京高判昭和59年6月28日・前掲注(16)は,税務職

員が新聞社の取材に応じて、ある納税者に対する査察調査の結果を告発前の段階で公表したのに対して、その納税者が国家賠償を求めた事案につき、守秘義務に違反したものではない旨が判示された裁判例である。

- (20) 厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課・前掲注(9)を参照のこと。なお、当該公表に対しては、新聞報道もされており、朝日新聞2010年3月27日朝刊38頁を参照のこと。
- (21) 行政による制裁的公表の導入の例については、前掲注(9)を参照のこと。
- (22) 行政による制裁的公表は、制度として導入されていても、必ずしも活用されているわけではない。例えば、筆者が小田原市の担当者に問い合わせたところ、平成12年7月1日に施行された小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例6条2項に基づく公表は、平成21年12月時点で、未だに実施されていない。また同様に、富山市の担当者に問い合わせたところ、平成17年4月1日に施行された富山市住宅開発に関する指導要綱14条2項に基づく公表は、平成22年2月時点で、未だに実施されていない。
- (23) 阿部・前掲注(1)『行政法解釈学Ⅰ』599頁。
- (24) 北村喜宣『自治体環境行政法』(第一法規, 第5版, 2009)196頁, 三辺夏雄「自治体行政の実効性の確保手法」公法58号(1996)249頁, 山下稔「地方公共団体における納税義務の履行確保—三段階徴収システムの提案—」法政研究65巻1号(1998)165頁のそれぞれを参照のこと。
- (25) 阿部・前掲注(1)『行政法解釈学Ⅰ』599頁参照。
- (26) 大橋洋一『行政法』(有斐閣, 第2版, 2004)399頁参照。
- (27) 同旨として、深井・前掲注(12)122頁は、「滞納者の名誉保護の問題、プライバシー保護の問題及び守秘義務の問題が、これまで滞納者名の公表が行われてこなかった大きな理由であると考えられる」とする。また、阿部・前掲注(1)『行政法解釈学Ⅰ』600頁は、行政による制裁的公表に、「実際に法的根拠があるものも、法律の根拠論によったというよりは、ルールを明確にして担当公務員の守秘義務違反の疑いを解消させる目的が強い。」と指摘している。
- (28) 「永井訴訟」・大阪高判平成5年10月5日訟月40巻8号1927頁〔1940頁〕は、社会保障給付に関わる広報活動につき、「被告国による手当制度の広報、周知徹底は国の法的義務ではなく、法的強制の伴わない責務にとどまるものであるから、どのような内容の広報をいかなる方法で行うかは国の裁量に委ねられており、その責務を果さなかつたからといって直

ちに損害賠償義務等の法的効果が発生するものではない」とした。なお、行政による情報提供に際しての周知徹底義務（周知説明義務）については、拙稿「判批」東海法学38号（2007）115～121頁のそれぞれを参照のこと。

- (29) 障害者雇用促進法47条には、「厚生労働大臣は、前条第一項の計画を作成した事業主が、正当な理由がなく、同条第五項又は第六項の勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。」と規定されている。
- (30) 厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課・前掲注(9)を参照のこと。
- (31) なお、今村哲也「小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例」ジュリ1185号（2000）82頁は、小田原市条例11条に基づく公表方法の選択について、「氏名の公表について言えば、公表は限定された市掲示場で行うのか全戸配布の広報掲載とするのかあるいはそれ以外の手段であるのか、また、市民と法人への対応の区別を如何に図るか、加えて、具体的な特別措置をいつ実施するのか等、市長の裁量判断の余地は広い」とする。
- (32) なお、小田原市条例6条2項に規定された「その他必要と認める事項」の具体的な中身につき、小田原市市税総務課の担当者に問合せたところ、2010年2月16日に「例えば滞納税目や滞納金額、又は対象が法人などの場合に、役員名などの必要に応じた事項を想定しています。しかし、公表する内容については、諮問機関である市税滞納審査会において決定されるため、具体的な事項は定めておりません。」との回答を得た。
- (33) 富山市宅地開発に関する定め10条は、(1)勧告を受けたものの氏名又は名称（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、(2)勧告を受けたものの住所又は所在地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）、(3)勧告の内容、(4)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項、のそれぞれを挙げている。
- (34) 「前科照会事件」・最判昭和56年4月14日民集35巻3号620頁〔622頁〕は、「前科及び犯罪経歴（以下「前科等」という。）は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するのであつて、市区町村長が、本来選挙資格の調査のために作成保管する犯罪人名簿に記載されている前科等をみだりに漏えいしてはならないことはいうまでもない」とする（なお、芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法』（岩波書店、第4版、2007）118頁は、当該判例に対し、「前科をみだりに公開されない自由を

プライバシー権の一つとして認める趣旨とも解されるような見解も示している。」と評する。)

- (35) 「宴のあと事件」・東京地判昭和39年9月28日判時385号724頁〔741頁〕において、プライバシー権とは、「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」と判示されているところ、村山淳子「診療情報の第三者提供をめぐるわが国の法状況の考察—異質の法領域の架橋を志向して—」西南学院大学法學論集37巻1号(2004)102頁は、従前の判例・裁判例を整理した上で、その範囲を、①夫婦生活、②異性関係、③前科、④犯人情報・その履歴情報、⑤同和地区の出身であること、⑥生い立ちの詳細、⑦特定の団体および政党への所属、⑧収入、⑨氏名・住所・電話番号、⑩学籍番号等にまで及ぶようになっている旨を述べている。
- (36) 一定事実の公表により、事業計画や資金計画などの当該法人等の権利、競争・事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるか否かの点については、個別の事案ごとに具体的に検討されることになる。例えば、裁判例上、東京地判20年1月25日裁判所 (<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20080804144905.pdf>) は、「一般に、特定の事業所等が労働基準監督官等から労働基準関係法令違反の事実の指摘を受け、是正勧告を受けたという事実が公表されると、当該事業所等の信用の低下を招き、更には当該事業所等が各種の取引活動において不利な扱いを受けるなど、その競争上の地位に不利益な影響を及ぼすことがあり得ることから、多くの事業所等としてはその公表を積極的には望まないものと考えられる」としている。一方で、「障害者雇用状況一覧表の一部開示決定に関する件(第三者不服申立て)」(平成16年度(行情)答申第396号)平成16年11月19日付答申のように、障害者の法定雇用率を満たしていないことに関わる事実、事業者の正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない旨のものが存在する。
- (37) 但し、鶴飼・前掲注(13)235頁は、公務員法上の守秘義務は、「……職務上の義務に近いが、職務を行うこと自体を内容とした義務ではなく、それに附随して認められる義務であり、とくに職務上の義務が全くなかった後、すなわち職を退いた後にも継続する義務である点……に、純粹の職務上の義務との違いがある。」とする。
- (38) 佐藤英善「公務員の守秘義務論」早稲田法学63巻3号(1988)11頁は、「公務員の義務の根拠は、一般的には公務員が国民全体の奉仕者たることを前提にした上で、一方で公務員の行う職務の性格を考慮し、他方で

個々の義務の課される目的・機能に着目して検討されるべきものと思われる。このような観点からすれば「守秘義務」は、「公務の公正・民主的かつ効率的運営の確保」と言う側面と「行政の収集する個人に関する情報の保護」と言う両側面から課せられているものと考えられる。」とする。

- (39) 行政実例昭和30年2月18日自丁公発第23号。また、「地方税に関する事務に従事する職員の守秘義務について」昭和49年11月19日自治府第159号は、「地方公務員法第34条第1項の「秘密」とは、一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実で職務上知り得たものをいうもの」とする。
- (40) 中村・前掲注(6)584頁によると、形式秘とは、「行政官庁において秘密の取扱いとすると指定された事項」をいい、実質秘とは、「その性質上非公知性と要保護(秘匿)性を有する事項」という。かつては、公務員法上の守秘義務により保護される「秘密」はどちらを指すかに対する対立があったが、現在の学説はほとんどの論者が実質秘説の立場に立っており、この対立はすでに「過去のもの」と指摘されている(玉国文敏「職務上の秘密」成田頼明編『行政法の争点』(有斐閣、新版、1990)135頁、畠山武道「国家公務員法一〇〇条一項にいう「秘密」の意義—徴税トラの巻事件—」ジュリ666号(1978)50頁のそれぞれを参照のこと)。
- (41) 「徴税トラの巻事件」・最決昭和52年12月19日判時873号22頁〔23頁〕。なお、「西山記者事件(外務省機密漏洩事件)」・最決昭和53年5月31日判時887号17頁〔20頁〕は、「国家公務員法一〇九条一、二号、一〇〇条一項にいう秘密とは、非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいい……、その判定は司法判断に服するもの」とする。
- (42) 公務員法上の守秘義務により保護される「秘密」は、実質秘であるとする説の中であっても、秘密指定を前提とするか否かについては争いがある。例えば、①秘密指定を前提とする旨の立場としては、石村善治「判批」塩野ほか編『公務員判例百選』別冊ジュリスト88号(有斐閣、1986)139頁、鶴飼・前掲注(13)250頁、橋本勇『新版 逐条地方公務員法』(学陽書房、第2次改訂版、2009)636頁、松井茂記『情報公開法』(有斐閣、第2版、2003)45頁、②秘密指定を前提としない旨の立場としては、下井康史「公務員の守秘義務」芝池義一ほか編『行政法の争点』(有斐閣、第3版、2004)188頁、③個人的秘密に関する情報については

秘密指定を前提とせず、公的秘密に関する情報については秘密指定を前提とする旨の立場としては、宇賀・前掲注(6)『行政法概説Ⅲ』398頁、塩野・前掲注(6)『行政法Ⅲ』290頁のそれぞれを参照のこと。そもそも実質的に秘密に該当するものであっても秘密指定されていない事項が存在するかどうかは不明であるが、理屈上、秘密指定していない個人的・公的秘密の漏示行為が、守秘義務違反には問えないということになることから、秘密指定を前提にしない方が妥当だと思われる。

- (43) 公務員法上の守秘義務により保護される「秘密」には、公的秘密だけではなく、個人のプライバシーや企業秘密などが含まれる旨を述べるものとして、阿部ほか・前掲注(13)『地方公務員法入門』156頁、宇賀・前掲注(6)『行政法概説Ⅲ』396頁、鹿児島重治『逐条地方公務員法』(学陽書房、第六次改訂版、1996)542頁、橋本・前掲注(42)634～635頁のそれぞれを参照のこと。また、「秘密」には、個人・法人の経済的秘密が含まれる旨を述べるものとして、金子宏『租税法』(弘文堂、第15版、2010)674頁のそれぞれを参照のこと。
- (44) 「西山記者事件(外務省機密漏洩事件)」・東京地判昭和49年1月31日判時732号16頁参照。
- (45) 「地方税法第22条と公営住宅法第23条の2の関係等について」昭和38年3月15日内閣法政局一発第6号は、「地方税に関する調査に関する事務に従事している者」が「その事務に関して知り得た秘密」を第三者に知らせる行為を適法なものとして許容したと認めるに足りる法律の規定がある場合においては、……当該行為は適法であり、地方税法第22条に規定する犯罪とならないものと解すべきである」とする。また、同旨と思われる裁判例として、大阪高判昭和45年1月29日判タ249号157頁、「豊田商事事件」・大阪地判平成5年10月6日訟月40巻7号1385頁のそれぞれを参照のこと。
- (46) 田村泰俊「租税滞納者に対する自治体の収納率向上条例等についての政策法務からの分析—小田原市条例と茨城県一部事務組合方式への法的視点—」東京国際大学論叢経済学部編24号(2001)54頁は、「法律・条例の根拠が明確であれば、それは守秘義務違反にもプライバシー侵害にも当たらず(当然、法令の目的の合理性を前提とするが)許される」と述べている。また、雄川ほか・前掲注(12)「「公表」制度の諸問題」112頁〔菊井発言〕を参照のこと。
- (47) 例えば、地公法35条は、地方公務員法上の職務専念義務を「法律又は条例に特別の定がある場合」には免除できる旨を規定しており、各地方

公共団体は、職務専念義務の免除の特例を定める条例を制定していることが参考となり得る（例えば、和泉市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例を参照のこと）。

- (48) 阿部泰隆『やわらか頭の法戦略 一統・政策法学講座』（第一法規、2006）47頁は、地公法34条に関わり、「守秘義務のルールは地公法で定めているから、行政内部や条例で公表ルールを作ったりするだけでは、地公法違反を解消することはできない。地公法にいう秘密に当たらないという実体的な解釈が必要である。」とする。
- (49) 原田尚彦『行政法要論』（学陽書房、全訂第7版、2010）67頁は、「法律による規制がすでになされている事項につき、自治体が条例で法令の執行を妨げるような規定を設けることは、許されない。これを両者の積極的抵触という。」として、その一つの例として「法律上の秘密事項の公開」を挙げている。そうであるならば、地公法2条には、「地方公務員（地方公共団体のすべての公務員をいう。）に関する従前の法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程の規定がこの法律の規定に抵触する場合には、この法律の規定が、優先する。」と規定されており、行政による制裁的公表の根拠規範となる条例上の規定が存したとしても、条例が法律に違反することができないことから、法律に違反した当該規定は、裁判上の争いになれば、その限度において無効と解される。そして、無効な条例に従った職員及び地方公共団体はその行為及びそれによって生じた結果について責任を負うことになると思われる。
- (50) 阿部・前掲注(48)『やわらか頭の法戦略 一統・政策法学講座』47頁参照。
- (51) 阿部・前掲注(1)『行政法解釈学Ⅰ』600頁参照。
- (52) 刑法134条1項は、「医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。」とする。また、当該規定以外には、保健師助産師看護師法42条の2、技術士法45条などに「正当な理由」の文言が規定されている。
- (53) 「双葉病院事件」・東京高判昭和59年6月28日・前掲注(16)〔32～33頁〕。なお、「太平洋テレビ事件」・東京地判昭和62年12月24日・前掲注(16)〔142頁〕は、告発前に脱税の嫌疑で告発する予定であることを国税局長らが公表したことが守秘義務に違反し、名誉が毀損されたとして国家賠

償が請求された事件において、「民事上の不法行為たる名誉毀損については、①その行為が公共の利害に関する事実に係り、②もっぱら公益を図る目的に出た場合において、③摘示された事実が真実であることが証明されたときは、右行為には違法性がなく、④仮に、右事実の真実であることが証明されなくても、その行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があるときは、右行為には故意又は過失がなく、いずれによせ、不法行為は成立しないものと解するのが相当である……。原告らは、国税局職員らにおいて守秘義務違反があった旨主張するが、……そもそも、法定の守秘義務違反があったというだけでは、当然に原告らに対する不法行為になるとはいえないと解されるが、仮に原告らという守秘義務がもっぱら原告らの利益のために存在し、かつ、それにもかかわらず原告らに関する名誉毀損となる事実を開示したとしても、右に述べた要件を充足して名誉毀損の成立が阻却される場合には、その守秘義務違反もまた成立を阻却されると解するのが相当である。」と判示された（なお、公権力行使責任の違法性阻却につき、「真实性・相当性の法理」を用いて判断することについては、拙稿「判批」桃山法学15号(2010)368～375頁を参照のこと。）。

- (54) なお、「双葉病院事件」・東京高判昭和59年6月28日・前掲注(16)の裁判例について、金子・前掲注(43)676頁は、「事案の性質や取材の状況に応じて違法性の阻却を認めることは可能であるが、守秘義務そのものの解除を認めることには、疑問がある。」とする。
- (55) 同旨と思われるものとして、深井・前掲注(12)124頁は、「これまで守秘義務の対象として考えられ、秘密にされてきた事項であっても、当該事項を漏らすことが、仮に政府ないし個々の行政当局や個人にとって不利益をもたらすおそれがある場合であっても、その事実が公共の利害に関する事実である場合で、その事実を開示することが国民全体にとっては不利益ではなく、かえって利益となる場合には、その漏洩は禁止されるべきではなく、守秘義務は解除されるべきである」とする。
- (56) 阿部・前掲注(48)『やわらか頭の法戦略 一統・政策法学講座』49頁は、「実際にはきちんとしたルールがなければ、守秘義務違反のおそれがあるから、現場の職員に公表せよというのは無理である。」とする。
- (57) 大橋・前掲注(26)399頁参照。
- (58) 行政による制裁的公表の実施に際し、事前の諮問手続を定める条例としては、例えば、小田原市条例7条は、「市長は、……滞納者の氏名等の公表をしようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書

面を小田原市市税滞納審査会……に提出し、その意見を聴かなければならない。」と規定している。